

3 各事業所の内容（サービス提供の内容）

【自立訓練（機能訓練）】

	サービスの内容
事業所の目的	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間身体機能の向上の為に理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な訓練を提供する
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な方。 ・特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な方。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>職業リハビリテーション</u> (ア) 一般教養 (イ) 手工芸 (ウ) パソコン (エ) スポーツ・レクリエーション (オ) 調理実習 (カ) 自主トレーニング ・<u>選択コースメニュー</u> ① 水泳 ② 創作活動 ③ パソコン ④ 外出訓練 ⑤ グループ訓練 ⑥ 小グループ活動 ・<u>医学的・身体的リハビリテーション</u> (ア) 理学療法 医師の処方により、理学療法士が実施します。 (イ) 作業療法 医師の処方により、作業療法士が実施します。 (ウ) 言語聴覚療法 医師の処方により、言語聴覚士が実施します。 (エ) 運動療法 スポーツ活動、身体運動を通じて身体機能の維持・体力強化を図ります。
事業所外支援	<p>通所による利用者の個別支援計画に基づいて居宅を訪問し、下記のサービスを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助 ・他の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 ・食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ・住宅改修に関する相談援助 ・その他必要な支援
標準期間	<p>1年6ヶ月 ※頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、標準利用期間は3年間</p>
定員	26名

【生活介護】

	サービスの内容
事業所の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所によりサービスを提供する。 ・利用者の日常生活における余暇活動の充実、及び趣味的活動の拡大を支援する。
対象者	<p>日常生活において常時介護等の支援が必要であり、障害程度区分3以上の方。年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2以上の方（※生活介護は通所のみ）。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康状態の確認</u> 来所時に健康状態を確認し、必要に応じて、血圧・体温等、随時体調観察を行なう。 ・ <u>職業リハビリテーション</u> (ア) 一般教養 (イ) 手工芸 (ウ) パソコン (エ) スポーツ・レクリエーション (オ) 調理実習 (カ) 自主トレーニング ・ <u>グループ活動</u> 生活介護の利用者を対象として少人数での活動を実施します。 ・ <u>選択コースメニュー</u> ① 水 泳 ② 創作活動 ③ パソコン ④ 外出訓練 ⑤ 小グループ活動 ・ <u>医学的・身体的リハビリテーション</u> (ア) 理学療法 医師の処方により、理学療法士が実施します。 (イ) 作業療法 医師の処方により、作業療法士が実施します。 (ウ) 言語聴覚療法 医師の処方により、言語聴覚士が実施します。 (エ) 運動療法 スポーツ活動、身体運動を通じて身体機能の維持・体力強化を図ります。
事業所外支援 (訪問支援)	<p>常時サービスを利用している利用者が、5日以上連続して利用がなかった場合は同意の上で居宅を訪問して相談支援をさせていただくことがあります。</p>
標準期間	<p>利用期間の制限等なし（ただし、心身の状態により、利用の継続を検討させていただく場合があります）。</p>
定 員	<p>6 名</p>

【就労移行支援】

	サービスの内容
事業所の目的	<p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を適切かつ効果的に行う。</p> <p>また、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供する。</p>
対象者	<p>一般就労、復職を目指す方(機能訓練や身体的リハの一定の段階を経た方)</p> <p>※法第5条第15項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>パソコン</u> サーティファイ試験 Word Excel PowerPoint についての学習。 資格取得を目指し、事務処理能力を習得していく。 ・ <u>教 養</u> 漢字検定、ビジネスマナー、履歴書、職務経歴書作成、一般常識の学習や採用試験のための準備等を必要性に応じて行っていく。 ・ <u>実 技</u> コピー、ファイリング、テブラの使用法の習得、電話対応、郵便仕分け、開封、封入、模擬面接主に事務職を想定し、必要となる業務を体験的に行っていく。復職先が明確な方は、先方より提示された復職の際の業務内容をプログラムに導入していく。 ・ <u>実 習</u> 就労継続A型や就労希望に沿って実習を実施していく。 ・ <u>選択コースメニュー</u> ① 水 泳 ② 創作活動 ③ パソコン ④ 出訓練 ⑤ グループ訓練 ⑥ 小グループ活動 <p>※上記のプログラムだけではなく、高次脳機能障害の方には注意力のドリル等、利用者個人の障害特性も考慮した課題を提供していく。</p>
事業所外支援 (訪問支援)	<p>常時サービスを利用している利用者が、5日以上連続して利用がなかった場合は同意の上で居宅を訪問して相談支援をさせていただくことがあります。</p>
標準期間	2 年
定 員	8 名

【施設入所支援】

	サービスの内容
事業所の目的	<p>リハビリをしたいが近くにリハビリ施設がない、または遠くて交通手段がなく通うのが難しい等、利用するに際して、様々な環境上の課題を抱えている方の支援を目的とする。</p> <p>当センターを生活の場として利用していただくことで、主たる目的となる日中活動（リハビリ等）を行う環境を整える。</p> <p>また、併設する新潟ふれ愛プラザ（交流センター等）の設備の利用、サークル活動等への参加も可能なことから、地域の方々との交流も期待できる。</p>
対象者	<p><u>通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者</u></p> <p>（自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの）</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の環境整備、食事の提供、入浴（自立されていない方の場合見守りあり）、生活等に関する相談及び助言を実施。（夜間、宿直体制の為、常時介護が必要な方は困難） 自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び就労移行支援の利用者のみ利用可能。（生活介護の利用者は非該当）
定 員	30 名

※当センターのサービス利用開始後、心身機能の低下等により訓練や入所生活に支障をきたし、安全面の確保が困難な状況になった際は、サービス利用継続の適否等について利用者等と誠意をもって協議し検討させていただくことがあります。